

入札説明書

佐賀県が委託する業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札（事前審査型）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、公告3の担当課に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として疑義を申し立てることはできない。

記

- 1 公告日 令和7年7月18日
- 2 条件付一般競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務名 東部教育事務所移転に伴う新庁舎等への運搬業務委託
 - (2) 履行期間 契約締結日から令和7年10月31日まで
 - (3) 履行場所 佐賀市八丁畷町8番1号（佐賀県総合庁舎4階）から
佐賀市中央本町1-10（ニュー寺元ビル2階）まで
- 3 委託業務の仕様等
別添「仕様書」のとおり
- 4 入札及び開札について
 - (1) 入札に参加する者は、入札書を持参し、入札会場において指定する時間に指定する場所へ提出すること。
 - (2) 代理人が入札する場合は、委任状により入札参加者の氏名又は名称もしくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
 - (3) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
 - (4) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 5 入札心得について
 - (1) 入札に参加する者は、実施日時までに必ず到着していること。
 - (2) 再度入札を行うこともあるので、入札書の用紙は必ず2枚以上持参すること。
 - (3) 代表者が出席できない場合は、委任状を提出し、代理人が出席すること。
 - (4) 入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 入札参加者は、入札手続きが終了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - イ 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- ① 入札執行前には、入札辞退届を公告3の担当課に直接持参し、又は郵送（入札の前までに到着した場合に限る。）して行うものとする。
 - ② 入札執行中には、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
- ウ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (5) 次の各号の一に該当する者が行った入札は無効となる。
- ア 参加する資格のない者
 - イ 当該競争入札に際して不正行為を行った者
 - ウ 入札書の金額、氏名及び印影について、誤脱及び判読不可能なものを提出した者
 - ① 入札金額、入札者氏名の記載、押印のないもの。
(代理人が入札を行う場合は、入札者欄は代理人の氏名・押印)
 - ② 入札金額に訂正、なぞりがあるもの。
 - ③ 入札金額が明確でないもの。
 - エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
 - オ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
 - カ 民法（明治29年法律第89号）第95条により無効と認められるものを提出した者
 - キ 一人で二以上の入札をした者
 - ク 代理人でその資格のない者
 - ケ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者
- (6) 入札書の提出後は、書き換え・引き換え又は撤回することができないので、再度(5)の事項について確認すること。
- (7) 入札者が一人の場合または、事前に一人になることが確認された場合は入札を中止する場合がある。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
また、入札参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。